

平成29年度第1回鳥取県規制改革会議

日時 平成29年5月22日(月) 14:30~16:30
場所 特別会議室(県庁議会棟3階)

1 開会あいさつ

○平井知事

- ・今、働き方改革ということが言われており、ワークライフバランスや生産性向上が大切になっている。日常の暮らしの中でも「もっと自由にやればいいのか」「規制が厳しすぎるのでは」というような提案があると思う。県庁の中でも、働き方改革や規制緩和を進めていこうとしているが、内輪の論理になってしまいかねないところがあり、委員の皆様から、ぜひいろいろな指摘やアドバイスをいただきたい。
- ・国が改めるべき規制については国へ建議をし、市町村に関係することについては市町村とも協議をしていく。単純に門前払いをすることの無いよう努め、いい結果を出していきたい。
- ・鳥取県が素晴らしいのは、お互い助け合う気風がコミュニティの中にしっかりと息づいていること。それが力を発揮するためにも、行政と民間企業が新しい関係を結んでいかなければならない。上杉鷹山の言葉に「一村の互いに助け合うこと、救い合うことの頼もしきかな」というものがある。お互いに助け合い支え合う、そんな新しい鳥取県の姿を、規制改革を通して実現していきたい。皆様の熱い心をぜひこのシステム改革に注いでいただくようお願い申し上げます。

2 委員紹介

○細井委員

- ・鳥取大学の企画・評価の担当理事。よろしくお願ひしたい。

○森本委員

- ・現在鳥取銀行ふるさと振興本部営業企画室でインターネットバンキング等を担当。以前は事務統括部で営業店事務の効率化を担当しており、その経験を鳥取県のために活かしていきたい。

○前田委員

- ・福祉分野から障がいのある方、あるいは高齢者の方の視点で本会議に関わらせていただきたい。

○藤井委員

- ・倉吉商工会議所女性会の前の会長であり、地域の活性化等に取り組んでいる。倉吉は地震や大雪で活性化が遅れており、町が少しでもよくなるようにしたいと考えている。

○八木委員

- ・今、世の中はいわゆる新自由主義で利益追求の流れにあるが、JAグループはその中で地域や農業者に軸をおいた取組を益々進めていかなければならないと思っている。JAも自己改革の取組をスタートしているところであり、その動きの中で少しでも役に立てればと考えている。今日は県民目線も含めて参加させていただきたい。

○石賀委員

- ・この会議が住民のサービスの向上、地域の活性化に繋がるよう、市町村職員として参加。倉吉市でもワークライフバランス等に取り組んでいるところであり、この会議の議論を市の行政にも持ち帰りたいと思っている。

○神戸委員

- ・2つの事業を起業しており、働く人の働きやすさの追求や育児と介護のサポートに取り組んでいる。実際に仕事をしていて感じるのは事務手続きが大変であること。小さい企業は事務手続きに追われてしまっており、労働人口も減っている中で簡素化できればいいと思う。県民の平等を念頭に、よりよくなって欲しいという思いで参加している。

○上田委員

- ・自営業兼会社員であり、自営業としてはハンター民宿BAR-BARという民宿を経営。会社員としては、NPO法人学生人材バンクの職員として勤務している。最近は簡易宿所や農家民宿の規制が厳しくなりつつあると聞いており、ある程度融通が効く形にしていきたいと思って参加している。

3 鳥取県規制改革会議運営要綱制定

委員全員の賛同により、原案どおり承認。

4 座長選任

藤井委員の提案を受け、委員全員の賛同により、細井委員が座長に就任。

5 協議事項

<事務局より会議の概要・スケジュール説明>

- ・鳥取県規制改革会議は、地域活性化に繋がる規制改革や行政手続きの見直しを進めるために設置。県民の方からの提案に対する対応案や県庁内部からの見直し案の妥当性について検討し、意見等を述べる役割を担う。

- ・規制改革会議に対応する県庁内部の仕組みとして規制改革推進チームを設けており、ここで県庁内部からの見直し提案や県民提案に対する方針案を精査して会議に諮っていく。そして規制改革会議の意見をまたチームに返していただき、2つの仕組みで県の最終的な対応方針を決定し、規制改革に繋げていく。
- ・規制改革に関する提案は随時受け付けており、今後新たな提案が出てくれば次回以降の会議で議論をいただきたい。会議は概ね2~3ヶ月に一度のペースを考慮しており、次回は7~8月頃の開催を予定。

I 県民からの規制改革提案に対する各所管課の対応案について

[1] 鳥取県所有建築物維持管理指針の策定及び清掃・設備管理業務等役務調達における総合評価型入札制度の導入

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○八木委員

- ・中長期保全計画の対象は全てではなく、対象建物が大きい施設に限定されているということによいか。指定管理者制度による施設も対象になるか。
⇒県有施設のうち知事部局営繕課が所管している施設に限定して計画を策定したもの。指定管理の施設も全てではないが含まれている。(営繕課)

○八木委員

- ・指定管理者制度でJAが運営している施設があるが、3月に水道管が破裂した。営繕課に報告済みであるが恐らく地震の影響ではないかということで、プール1~2杯分が漏れていた。規模が対象になっているか分からないが、この制度が対象になっていれば早目にチェックしていただけたのかなと思っている。特にどうかということではないが、引き続きお願いしたい。

○前田委員

- ・総合評価型の入札制度が他の業者を排斥する危険性があるという点について詳しく説明いただきたい。
⇒総合評価型では、会社の施行能力、配置技術者の施行能力、技術提案について点数付けを行うため、これらが判断できる資料を全て提出いただくことになる。このため事務部門のしっかりした業者に絞り込まれると考えられるが、大手ばかりの業界ではないため、かえって制限になるのではないかということである。(事務局)

[2] 鳥取県会計規則第129条に定める最低制限価格設定領域の改定

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○森本委員

- ・清掃員Cの日額とあるが、AやBなどがあるのか。Cが一番安い価格か。携わっているのはCの方が一番多いということか。
⇒ABCの金額はそれぞれ違い、Cが一番安価な額である。AやBは管理的業務が含まれてくるため、作業者としてはCが多くなる。(事務局)

○細井座長

- ・対応方針の方針案区分がその他となっていることについて、もう少し説明を。
⇒入札参加業者の札入れの状況を見つつ、今後変えることも検討してみたいという意味でその他とし、周辺環境の変化に応じ、対応検討としている。(事務局)

[3] イベント時の看板設置等に係る道路占用申請の簡素化

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○上田委員

- ・提案内容の添付すべき図面に、設置場所の写真、デザイン、地図、道路図とあるが、道路図は何のために必要なのか。
⇒今回の提案者は地図と道路図を並べて記載されていたが、県は設置位置の分かるものを求めており、両方を分けて提出を求めているものではない。(道路企画課)

○前田委員

- ・書類の簡素化には賛成であるが、むしろ県民はどのような時にどのような申請をするのか承知してないのが現状と思われるため、その周知についても取り組んでいただきたい。
⇒しっかり説明していく。(事務局)

○石賀委員

- ・倉吉市がイベントで県道に看板を設置する際は、中部総合事務所で申請を行っており、県庁まで来なくてよいのは非常にありがたい。提出書類は2部のみであり、申請時に必ず受取は窓口がよいか郵送がよいかという聞き取りもしてもらっている。
- ・葬儀場の案内看板については、年間で特定の場所という許可をしているということか。既得権ではないが、他者が立てたいと言ってきた場合はそちらが優先になるか。
⇒1年間を上限として許可を行い、その間は設置の際のその都度の申請手続きは省略しているもの。現状では別の者から占用の希望が寄せられた事例はないが、確かにあり得ることだと思われるため、対応策を考えていきたい。(道路企画課)

○神戸委員

- ・道路管理パトロールでは、帳簿を開いて場所を確認しているのか。看板に判やシールなどがあれば一目で分かるのではないかと。
- ⇒パトロール時の具体的な確認方法については改めて回答させていただきたい。工夫がなされていないようであれば効率化を図っていききたい。(道路企画課、事務局)

○藤井委員

- ・職員がチェックして回っているのか。大変なのではないかと。
- ⇒道路占用物だけのためというわけではないが、エリアを決めて回っている職員がいる。(事務局)

○細井座長

- ・勝手に看板を設置している例はあるのか。ちゃんと片付けているのか。
- ⇒看板に限らず不法占用物件を発見した際は、周辺への聞き取り等で所有者を確認し、不法占用であることを説明した上で撤去を要請している。(道路企画課)

○八木委員

- ・地域の活性化に資する事業であれば減免される点について、例えばJ Aでは毎年J Aの祭り等を行っているが、地域住民の同意や市町村長の推薦は1回取ればよいのか、毎年必要なのか。簡素化、効率化がテーマになっているが、その辺はどうなっているか。
- ⇒現時点では、1件ずつ申請単位で推薦のあることを確認している。お聞きしたような対応ができればと思うところもあるので、所属に持ち帰って検討したい。(道路企画課)

[4] 自然公園法に基づく工作物設置許可申請の簡素化
＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等なし＞

[5] とっとり住まいる支援事業補助金の申請書類等の見直し
＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○石賀委員

- ・実質どれぐらいの個人の方の申請実績があったか。現在検討している見直しについて、方向性が決まっていれば説明いただきたい。
- ⇒平成28年度は約900件の申請があり、そのうち個人で申請された方は恐らく1~2名程度。ほぼ業者が申請していると把握している。具体的な見直し内容については、「子育て世帯等の支援」の欄に養育する子の年齢の記載は不要とし、有無のみとすること、県産材使用調書の樹種ごとの積み上げは任意記載とし、合計欄のみの記載で可とすることを考えている。さらに工夫する箇所について検討していきたい。(住まいまちづくり課)

○神戸委員

- ・100万円の税金が使われているものであり、これぐらい細かい書類を作っても間違いではないと思う。別紙の部分を大工さんに依頼すれば、それ以外は個人で十分書けるのではないかと。個人的な感想だが、専門家の助けがあれば必死になって100万円の補助金を受ければよいと思う。

○石賀委員

- ・補助金申請については、簡素化できる部分と、きちんとしないといけない部分の線引きが難しいところといつも思っている。方向性がどちらにも成り立つようなものにしてほしい。

[6] 申請関係手続き全般に係る記入見本の添付
＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○上田委員

- ・地域活動に参加する中で、自分の思いを話すのは上手な方はいても細かい作業が苦手な方が多いと感じている。細かい作業ができる人がいないと、金銭面でやりたい活動ができないこともあると思うので、分かりやすい記入例があればよいと思う。OK例やNG例も加えるなど、簡単なマニュアルがあれば、ハードルが下がるのではないかと。
- ⇒ご意見を参考に研究して参りたい。そのように対応したい。(業務効率推進課)

○森本委員

- ・銀行でもお客様の間違いや行員の間違いを防ぐため、同じように記入例を作っている。インターネットの手続きも増えると思われるため、ぜひ取り組んでいただきたい。

○石賀委員

- ・本市にも持ち返ってこれに習いたい。住民サービスの向上にも繋がり、職員にとっても問い合わせ等が減れば、業務の軽減にも繋がると思われる。

[7] その他の意見等

○藤井委員

- ・昔の人と10年後の人は違っている。言葉を分かりやすく簡潔にということに注意していただくと、業務がスムーズにいくのではないかと。

⇒その辺は留意して進めていきたい。最近行政が使うカタカナ言葉が分かりにくいということもあるため、県民目線で分かりやすく理解しやすい言葉使い、説明の仕方に心がけたい。（亀井行財政改革局長）

○神戸委員

- ・申請等で県の収入証紙が必要な際、簡単に手に入らず困っている。収入証紙ではないやり方を考えていただきたい。
⇒庁舎内や庁舎周辺に証紙を売っていない窓口については、現金でも収納可能としている。改めて制度について周知していきたい。（会計指導課）

○神戸委員

- ・子どもが高校受験する際、お母さん達は皆収入証紙が切手だったら良いのにとっている。現金でもできるのであれば、県民に分かるように知らせていただくと皆さん助かると思う。
⇒これからは電子申請を進めていこうとしているところであり、電子上の支払いなど、負担にならない方法の検討も進めていきたい。（業務効率推進課）

○前田委員

- ・電子申請の推進は大変よいことであり業務の効率化に繋がると思うが、一方で高齢者にはインターネットに不慣れな方が多くいる。顔が見える関係での対応も並行して進めていただきたい。
⇒もちろん窓口業務も続けていく。（業務効率推進課）

II 県庁からの見直し案について

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○上田委員

- ・第3種旅行業が取り扱う募集区域の実施拡大について、資金的に余裕のない会社は第4種（地域限定）のところも多いと思われるため、拡大等検討いただけるとありがたい。
⇒旅行業の種類第1種は海外のツアー旅行が企画できる場所、第2種は日本全国の企画ができる場所、第3種は営業所が所在する市町村及び隣接市町村においてのみツアー旅行が企画できる場所となっている。第4種と言われる地域限定は、営業所の所在する市町村のみとなっており、これを若干拡大したのが第3種となるため、市町村だけではなく例えば都道府県内の範囲に第3種を拡大するというのが私どもの提案である。区分ごとのバランスを考え、地域限定を拡大するより第3種を拡大した方がエリアが広がるのではないかと考えている。（観光戦略課）

○森本委員

- ・子育て応援課の不妊治療の件について、統一とは同じ書類を2種類作るのではなく、一つにするという意味か。できれば1つの書類だけで窓口も1つ、書類は分かりやすく記入例をつける形がよいと思う。
⇒今県の補助金に加えてほとんどの市町村が補助をしており、助成を受ける方が県と市町村それぞれの様式で申請するのが二度手間であることから、市町村と連携してどちらかを窓口にして共通化することかできないかというもの。市町村にもいろいろな意見があるため、現在各保健所ごとに市町村と協議中。できることからではあるが、まずは様式を統一していこうとしている。（井上総務部長）

III 行政手続きのコストの削減について

<事務局より概要説明後、意見・質問等>

○藤井委員

- ・本当にこのとおりになったら素晴らしいと思う。非常に分かりやすい資料であり、すごく進化すると感じる。このとおりに頑張ってください。

○上田委員

- ・実際に補助金申請をした経験があるが、行政職員も電卓で計算しながら報告書等をチェックしており、量が多くなると検査する側も大変だろうと感じた。ワードをエクセルに変えて関数を入れる等すれば、お互いに手早くできるのではないか。

○八木委員

- ・農林水産関係の補助金について、法人化した団体や集落営農等を行う任意団体が申請をする場合、JAが間に入っている。間に入るのは一部署だが、申請する部署は分かれているのが現状であり、財務諸表など共有する部分は共有していくと簡素化になるかと思う。
・現状では、どうしても申請、交付決定というやり取りのキャッチボールが多い。国がこうだからと言われるとそこまでであるが、このキャッチボールの期間を短くするか、何か同時にできることはないか実態を把握してみたい。現場の意見も聞きつつ、改めて提案できることがあればしていきたい。

○石賀委員

- ・倉吉市も行財政改革に取り組んでいるところであり、今年度4月から総務部に行革担当の部長級の参事を置き、取組を進めようとしている。各部署ごとの数値は目に見えて分かりやすいと思うが、算出の基礎的な数値は県独自で作ったものなのか、全国で標準的に算定する数字があるのか。
⇒数字は鳥取県独自に算出したもの。各部署、各事業の担当者が考えながら時間を計算している。補助金も様々であり、申請書作成に係る手間も大きな差があるため、部署によっては聞き取りを行うなど、申請者の県民の意見も聞きながらまとめたもの。（事務局）

○前田委員

・許認可の時間数の半分以上が福祉保健部。30%という削減目標は、果して電子申請システムの活用等によって実現されるものなのか。具体的にこういう取り組みで削減するということがあれば、現段階で教えていただければ。

⇒時間的な例として今考えている案の段階では、電子申請であれば、補助金の場合、最後の実績報告のやり取りまでかかってくるため32時間くらいは減るだろうと。また地方機関で申請受付をすれば補助金1件で8時間は減るだろうというようなことを考えている。申請書の削減や添付書類の削減では、項目1つ減らすだけでも4時間は減るであろうとか、例えば登記簿謄本等を取りに行く手間がもし省ければ、法務局へ行って来る4時間が省けるだろうというように、大まかにではあるが具体的なメニューの時間を考えているところ。これらを積み上げて30%に持っていきたい。福祉保健部に関しては比較的補助金も重たく、それぞれの申請に関して非常に厳格な審査が行われているところ。その審査会を無くすことは難しいかもしれないが、その他の事務手続きとして、県庁の中では従前取り入れていなかった電子化が非常に進んでおり、職員間のやり取りや決裁までの時間も短縮されている。このようなものも反映させながら、県庁の中の時間を減らし、県民の方の待ち時間を減らすことによっても削減していきたい。(事務局)

○石賀委員

・削減目標達成のための方向性として、例えば県の業務量を減らすために市町村に権限委譲をするといったことも今回の作業に入ってくるのか。

⇒現段階での削減方法としては考えていない。もちろん希望があれば、当然検討は行う。(事務局)

○森本委員

・銀行でも同じような事務量を出す取組をやっている。営業店の効率化を進める中で、この部はどのような事務があってそれに何分かかっているのか、ここは削減できますよね、そうすると何分減りますよねということを、机上ではあるが目標を立てて取り組むことを行っている。当行からも良い案があれば次回出させていただきたい。

IV その他の意見等

○細井座長

・その他協議事項全般について質問、意見等があれば。

○亀井行財政改革局長

・証紙の件について、県内で証紙を交付できる場所はどこで、どのようなものに対してそれが必要で、もっと県民の方の利便性を図ることはできないか。また道路管理パトロールについて、道路占用の件数がどれぐらいあって、道路管理パトロールをどういった形でやっているのか十分な説明がなかったため、この2点は整理の上、次回報告させていただきたい。

○上田委員

・旅館業や簡易宿所、農家民宿の営業許可の際、最近自動火災報知設備をつけないといけないという規制が出てきており、10万、20万以上する高額なもので、農家の方や普通の生活をされている方にはハードルの高いものになっている。客室面積が50㎡以内であれば対象外になるという話は聞いており、それはありがたいことではあるが、昔ながらの家は50㎡以上の大きな家が多いと思われるため、規制緩和ができないかと思っている。また次回以降と一緒に検討させていただきたい。

⇒次回、対応方針をお持ちしたい。(事務局)

○細井座長

・第1回であり本日はウォーミングアップ。また次回以降よろしくお願ひしたい。それでは本日はこれで終了としたい。

6 閉会あいさつ

○井上総務部長

・冒頭知事からも申し上げたが、国の規制改革の議論はどちらかというとビジネスの新規参入など経済面に着目しているところが多いが、本県の規制改革の一つは働き方改革であり、県庁だけではなく、一般県民の皆様も含めて生産性の向上を図るということ。

・県内企業は人手不足であり、景気の回復という面もあるが、構造的にはやはり若い人が減っている。今県内で20代前半の大学を卒業して就職する人は10年前と比べても7割ぐらい、20年前の団塊ジュニア世代と比べると半分近くまで減っている。県全体で少子化対策と移住・定住に取り組んでいるが、少子化対策は成果が出るまで20年かかる。移住・定住も一生懸命取り組んで成果も上がりつつあるが、若い人は日本全国で減っており、他から呼んでこようと思っても、呼んでくる若い人が減っている。これは避けられない。

・そうした中で県も民間企業も県民の皆様も、お互いに無駄な仕事は省き、生産性の高い仕事をしていくことが、今後この地域の生き残りに必ず必要になると思っている。また次回、引き続き活発なご議論をいただきたい。